

相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)

運用ガイド

この度は、「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」をご利用いただき誠にありがとうございます。

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」は、「財産評価の達人」の財産データを「相続税の達人」に取り込むためのプログラムです。このマニュアルでは、「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のインストール手順や操作手順について説明しています。



目次

1.対応製品	3
2.動作環境	4
3.インストール方法	5
パターン①「達人Cube」からアップデートする場合	5
パターン②「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合	8
4.運用方法	10
パターン①	
「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	10
パターン②	
「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	11
5.操作方法	12
パターン①	
「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合	12
パターン②	
「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合	18
6.連動対象項目	26
「財産評価の達人」から連動するデータ(連動元)	26
「相続税の達人」に連動するデータ(連動先)	27
相続税申告書 [財産の新規登録/変更] 画面	28
贈与税申告書 [財産の新規登録/変更] 画面	29
7.アンインストール方法	30
8.著作権・免責等に関する注意事項	31

1.対応製品

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」に対応するNTTデータの各対応製品は以下のとおりです。

対応製品	対応アプリケーション
連動元対応製品	財産評価の達人(平成29年分以降用) Professional Edition
	財産評価の達人(平成29年分以降用) Standard Edition
連動先対応製品	相続税の達人(平成29年分以降用) Professional Edition
	相続税の達人(平成29年分以降用) Standard Edition

2.動作環境

「相続税の達人from財産評価の達人（平成29年分以降用）」に必要な動作環境は「1.対応製品」（P.3）に記載の「連動元対応製品」と同様です。また、インストールにはハードディスクの空き容量が15MB必要です。



注意

- 「相続税の達人from財産評価の達人（平成29年分以降用）」のインストールやプログラムの起動を行うには、「1.対応製品」（P.3）に記載の「連動元対応製品」のいずれかがインストールされている必要があります。
- 「相続税の達人from財産評価の達人（平成29年分以降用）」の起動中に、「連動元対応製品」の起動、及びアンインストールを行うことができません。

3.インストール方法

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」をインストールする手順は、「達人Cube」からアップデートする方法と「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする方法の2パターンあります。



注意

インストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

パターン①

「達人Cube」からアップデートする場合

1. 「達人Cube」にログインし、[アップデート]をクリックします。



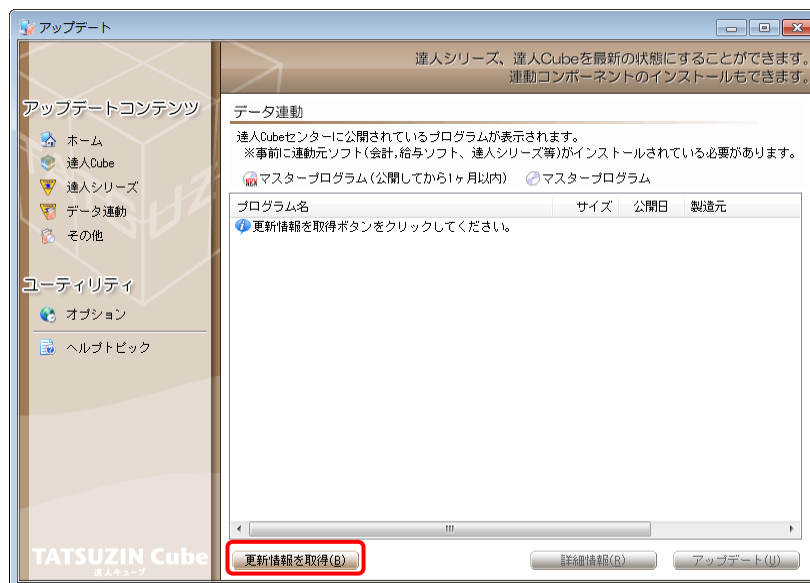
「アップデート」画面が表示されます。

2. アップデートコンテンツ[データ連動]をクリックします。



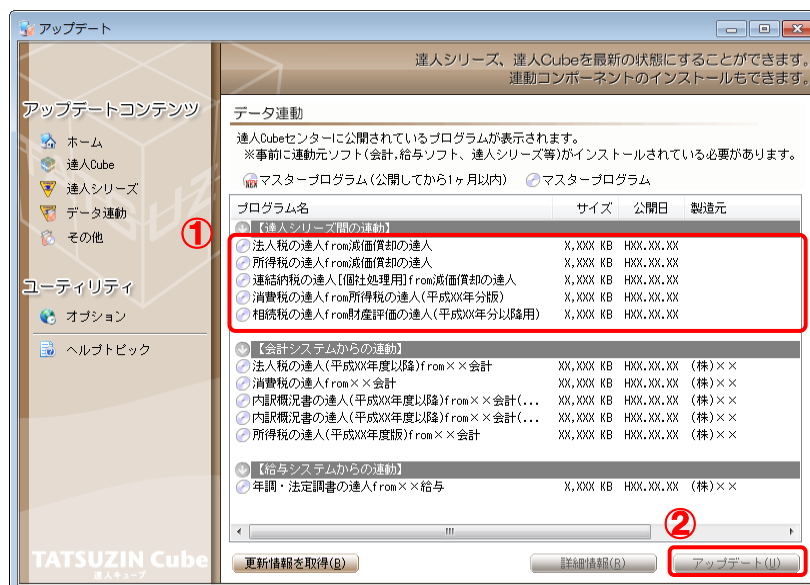
[データ連動] 画面が表示されます。

3. [更新情報を取得]ボタンをクリックします。



連動コンポーネントが表示されます。

4. 該当の連動コンポーネントをクリックして選択し(①)、[アップデート]ボタンをクリックします(②)。



[InstallShield ウィザード] 画面が表示されます。

5. [次へ]ボタンをクリックします。
[プログラムのインストール] 画面が表示されます。
6. [インストール]ボタンをクリックします。
インストールが開始されます。
7. [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のインストールは完了です。

パターン②

「達人」公式サイトからファイルをダウンロードする場合

1. 「達人」オフィシャルサイトの連動会計・給与ソフトの連動コンポーネントダウンロードページ(http://www.tatsuzin.info/rendousoft/rendou_download.html)を開きます。



2. 該当の税目をクリックします。
該当の税目の最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
3. 該当の連動会計・給与ソフトメーカーの[ダウンロード]ボタンをクリックします。
該当の連動会計・給与ソフトメーカーの最新の連動コンポーネント一覧画面が表示されます。
4. 該当の連動コンポーネントの[連動コンポーネントをダウンロードする]ボタンをクリックします。
画面の一番下に通知バーが表示されます。
5. [保存]ボタンの右端にある[▼]ボタンをクリックし、表示されるメニュー[名前を付けて保存]をクリックします。
[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

- 6.** 保存する場所を指定し、[保存]ボタンをクリックします。
保存する場所に指定した場所に、ファイルがダウンロードされます。
- 7.** 手順5でダウンロードしたファイルをダブルクリックします。
[InstallShield ウィザード] 画面が表示されます。
- 8.** [次へ]ボタンをクリックします。
[プログラムのインストール] 画面が表示されます。
- 9.** [インストール]ボタンをクリックします。
インストールが開始されます。
- 10.** [InstallShield ウィザードを完了しました]画面が表示されたら、[完了]ボタンをクリックします。

以上で、「相続税の達人from財産評価の達人（平成29年分以降用）」のインストールは完了です。

4.運用方法

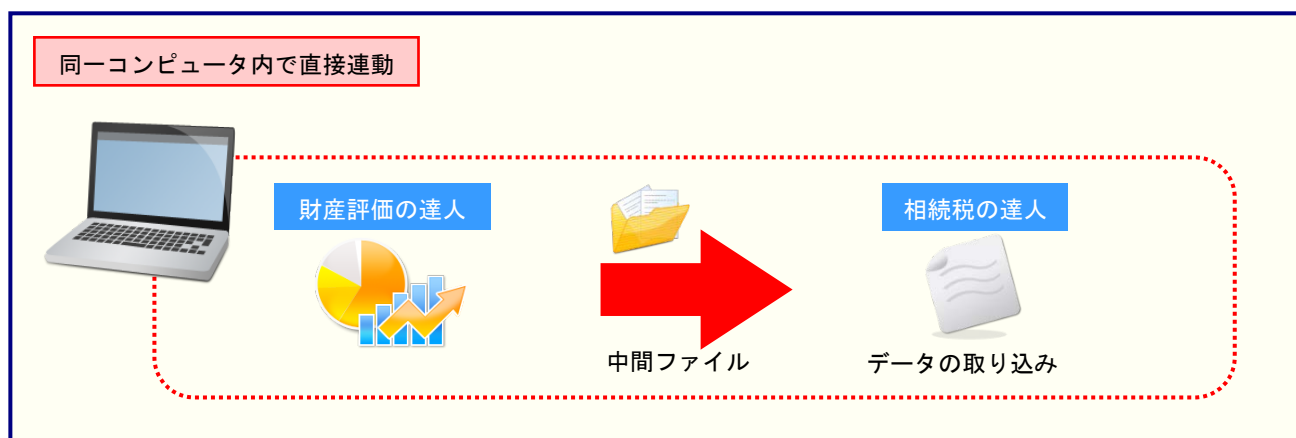
「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」は、「財産評価の達人」のデータから中間ファイルを作成します。

データ取り込みの操作方法は、「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

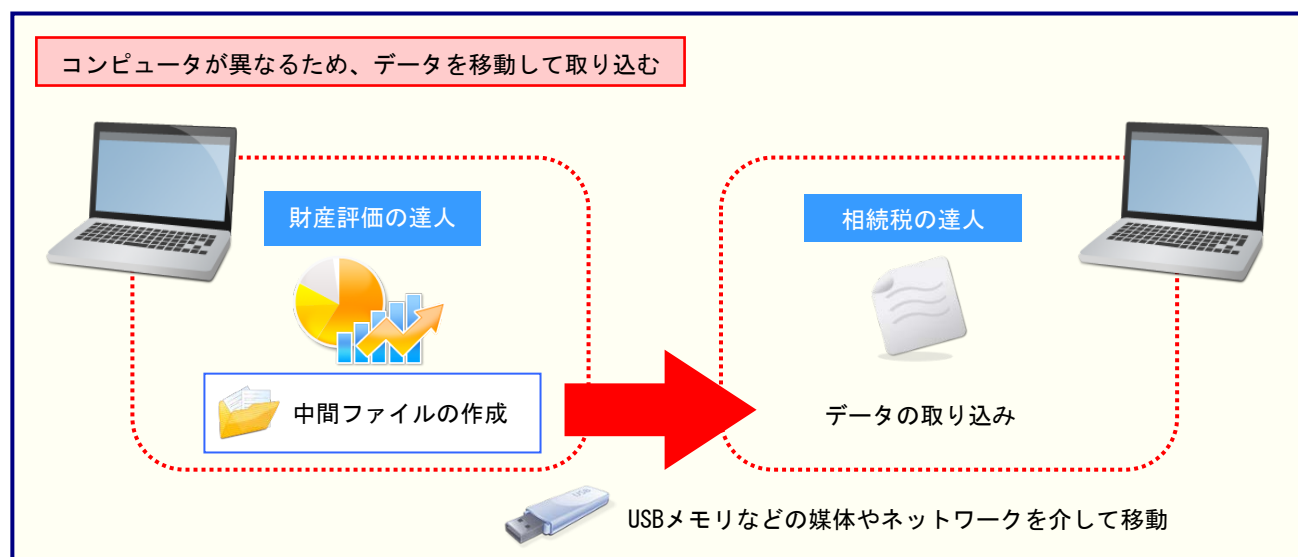
「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」で作成された中間ファイルを直接「相続税の達人」に取り込みます。



パターン②

「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

「財産評価の達人」がインストールされているコンピュータで中間ファイルを作成し、「相続税の達人」がインストールされているコンピュータで取り込みます。



注意

「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされていても、どちらも Professional EditionでLAN環境でご利用の場合は、パターン①のように連動の操作手順中で「財産評価の達人」のコンピュータを指定して直接連動が可能です。

5.操作方法

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」を使って、以下の手順で連動します。

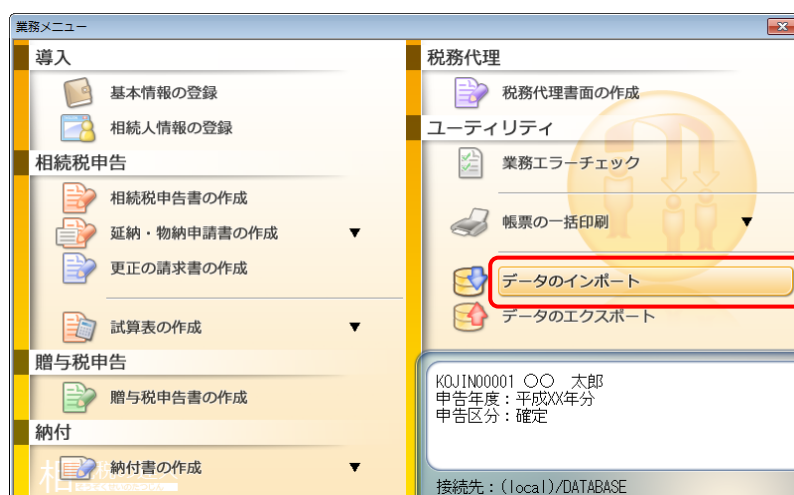
事前に「6.連動対象項目」(P.26)を必ずお読みください。

操作手順は、「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされているかどうかで異なります。

パターン①

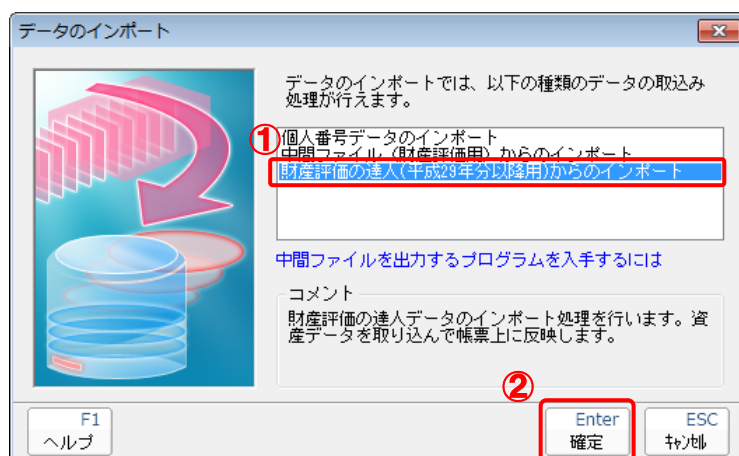
「財産評価の達人」と「相続税の達人」が同一コンピュータにインストールされている場合

1. 「相続税の達人」を起動してデータを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー[データのインポート]をクリックします。



[データのインポート] 画面が表示されます。

2. [財産評価の達人(平成29年分以降用)からのインポート]をクリックして選択し(①)、
[確定]ボタンをクリックします(②)。



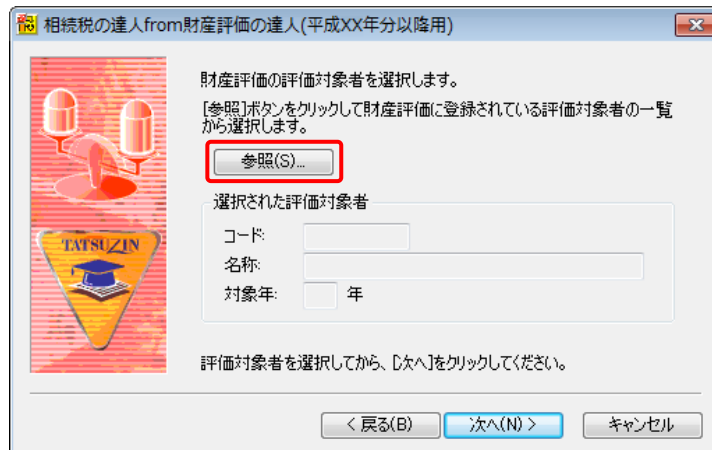
[相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)] 画面が表示されます。

3. [次へ]ボタンをクリックします。



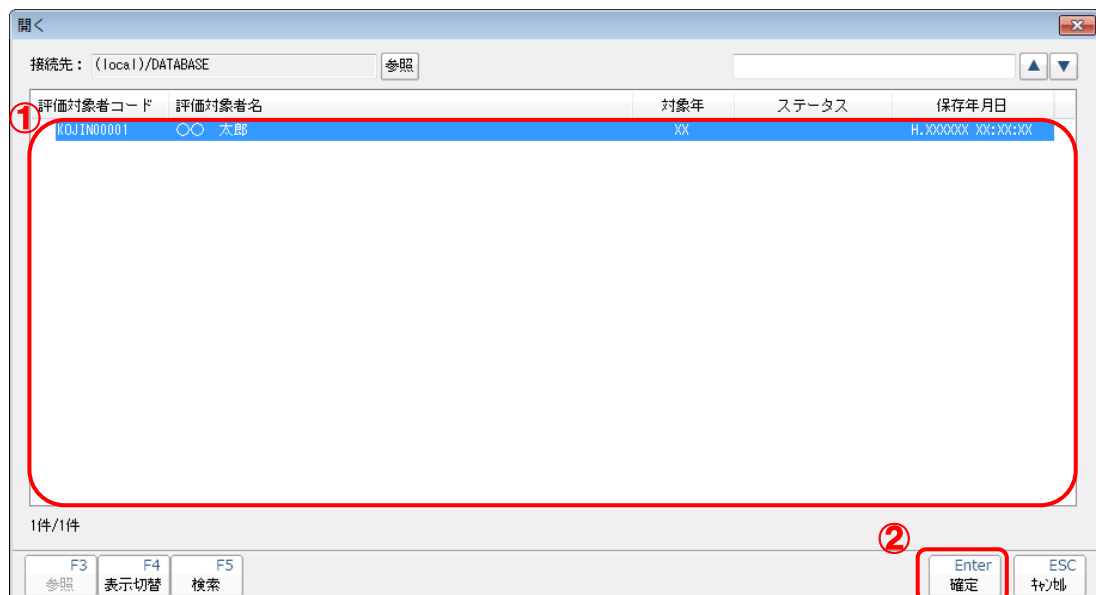
データを選択する画面が表示されます。

4. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

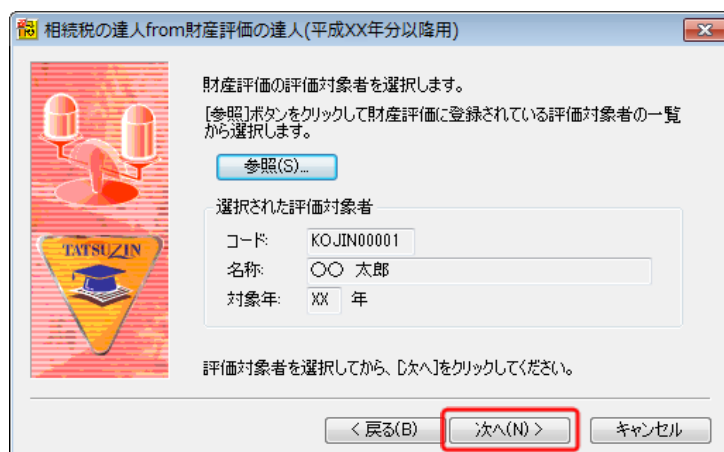
5. 対象の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



データを選択する画面に戻ります。

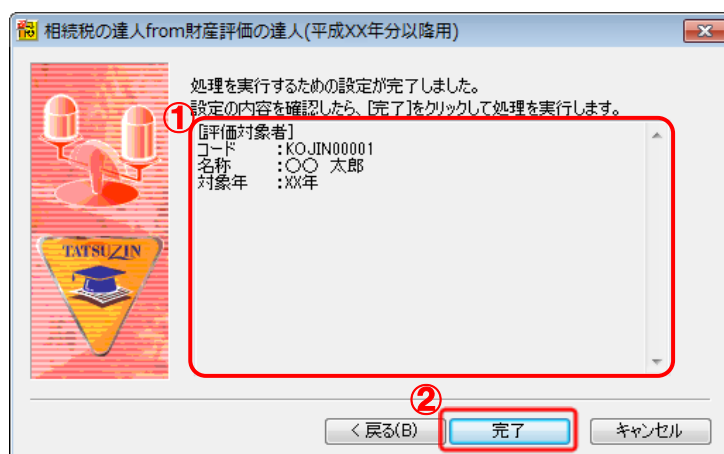
※ 対象の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

6. [次へ]ボタンをクリックします。



設定内容確認の画面が表示されます。

7. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

8. インポートの条件を設定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

条件設定(インポート)

① インポート先の指定

☒ 相続税申告書 ☐ 贈与税申告書 (受贈者:)

インポート方法の選択

☒ 新規インポート(申告書の財産情報をすべて削除してから、選択された財産を取り込みます。)

☐ 再インポート(申告書の財産情報を残した状態で、選択された財産を取り込みます。)

※【財産一覧】で赤字のものはすでに相続税申告書上に存在します。選択された場合は上書きします。
また、【種類】、【細目】が一致しない財産については削除してから、財産を取り込みます。
※【財産一覧】で黒字のものは相続税申告書には存在しないため、選択された場合は明細に追加します。

【財産一覧】

コード	種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等
☒ 0008-01	土地	田	市街地農地	八王子市〇〇1-15
☒ 0001-01	土地	宅地	貸家建付地	(三路)世田谷区〇〇
☒ 0002-01	土地	宅地	自用地	(間口)世田谷区〇〇
☒ 0003-01	土地	宅地	自用地	(不整形)世田谷区〇〇
☒ 0004-02	土地	定借権の底地	定借権の底地	世田谷区〇〇
☒ 0009-01	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇300番地土地信託
☒ 0010-01	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇780番地
☒ 0021-03	事業用...	機械	機械装置〇〇工...	金属製品製造設備〇〇市〇〇工場
☒ 0011-01	有価証券	特定同族株式(...	株 配当還元	東京都江東区〇〇1丁目1番1号
☒ 0011-02	有価証券	特定同族株式(...	株 原則評価	東京都江東区〇〇1丁目1番1号
☒ 0011-03	有価証券	特定同族出資(...	医療法人 〇〇会	東京都江東区〇〇3丁目3番3号
☒ 0012-01	有価証券	その他の株式	〇〇電気株	
☒ 0012-02	有価証券	その他の株式	株〇〇銀行	
☒ 0013-01	有価証券	その他の株式	〇〇石油株	
☒ 0013-02	有価証券	その他の株式	株〇〇	
☒ 0014-01	有価証券	その他の株式	株〇〇建設	
☒ 0014-02	有価証券	その他の株式	〇〇商事株	
☒ 0015-01	有価証券	その他の株式	株〇〇産業	

F1 ヘルプ F11 全選択 ② Enter 確定 ESC キャンセル

確認画面が表示されます。

※ 連動される内容や注意事項が記載されていますので、画面をよくお読みください。

※ 連動を行わない財産がある場合は【コード】のチェックを外します。

9. [OK]ボタンをクリックします。

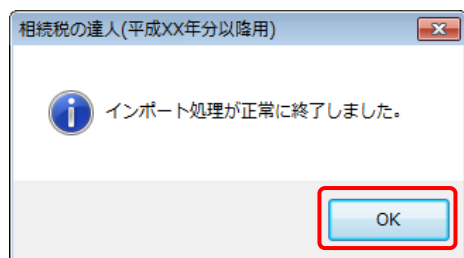
相続税の達人(平成XX年分以降用)

相続税申告書第11表の財産情報を全て削除してから、選択された財産を取り込みます。
よろしいですか?

OK キャンセル

終了画面が表示されます。

10. [OK]ボタンをクリックします。



〔業務メニュー〕画面に戻ります。データの作成（中間ファイルの作成）が終了すると同時に、「相続税の達人」にデータが取り込まれます。

以上で、データの取り込みは完了です。

パターン②

「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされている場合

1. Windowsのスタートメニュー[すべてのプログラム]―[達人シリーズ]―[連動コンポーネント]―[相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)]をクリックします。

[相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)] 画面が表示されます。

※ Windows 10 の場合は、Windows のスタートメニュー [すべてのアプリ] ― [達人シリーズ] ― [連動コンポーネント] ― [相続税の達人 from 財産評価の達人 (平成 29 年分以降用)] をクリックします。

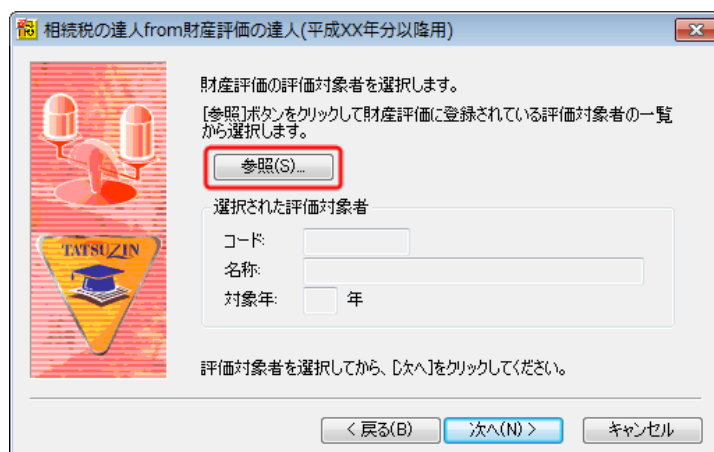
Windows 8.1 の場合は、[アプリ] 画面に表示されている [相続税の達人 from 財産評価の達人 (平成 29 年分以降用)] をクリックします。

2. [次へ]ボタンをクリックします。



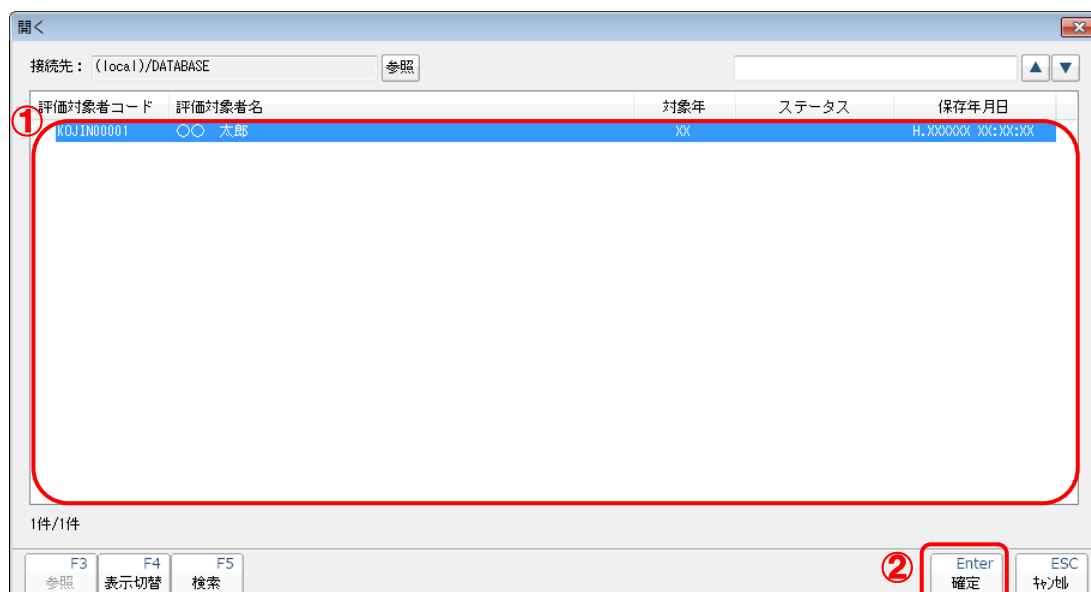
データを選択する画面が表示されます。

3. [参照]ボタンをクリックします。



[開く] 画面が表示されます。

4. 対象の顧問先をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

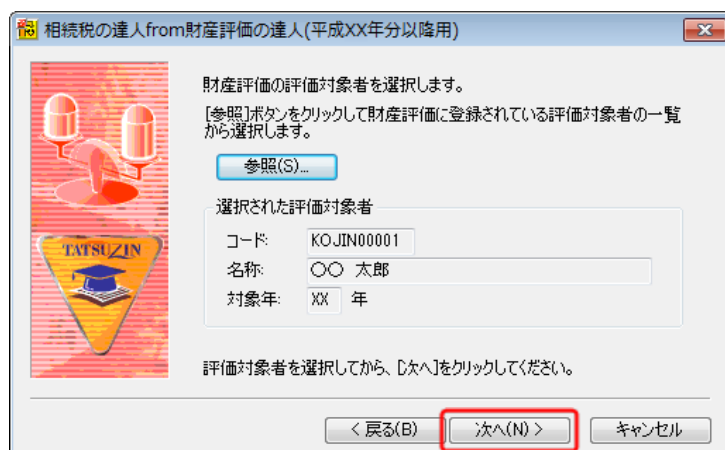


データを選択する画面に戻ります。

※ 対象の顧問先が表示されない場合、[F5/検索] ボタンをクリックして表示される画面から検索条件を変更してください。

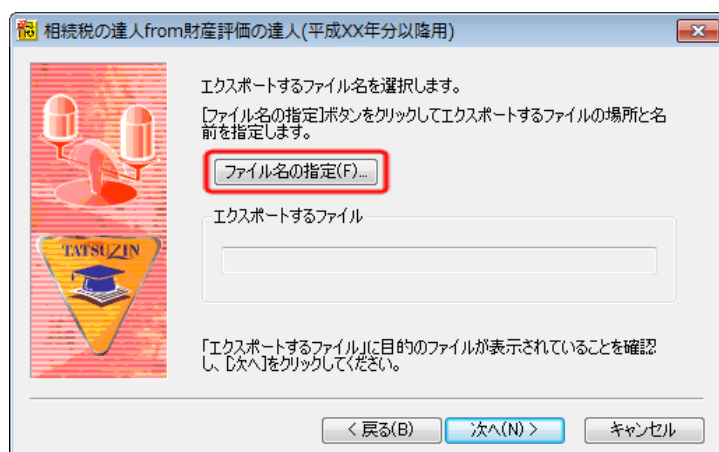
※ 「財産評価の達人」と「相続税の達人」が別のコンピュータにインストールされていても、どちらも Professional Edition で LAN 環境でご利用の場合は、[参照] ボタンをクリックして表示される画面から「財産評価の達人」のコンピュータのデータベースを指定してください。

5. [次へ]ボタンをクリックします。



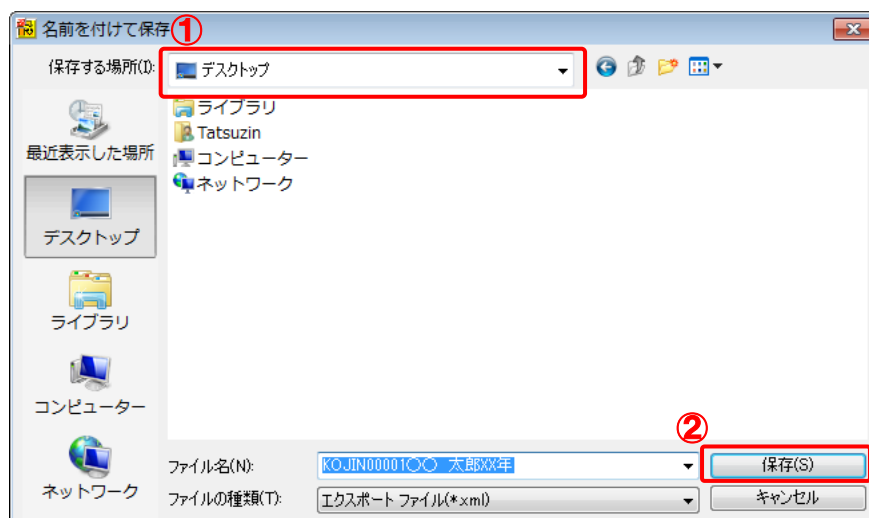
エクスポートするファイル名を選択する画面が表示されます。

6. [ファイル名の指定]ボタンをクリックします。



[名前を付けて保存] 画面が表示されます。

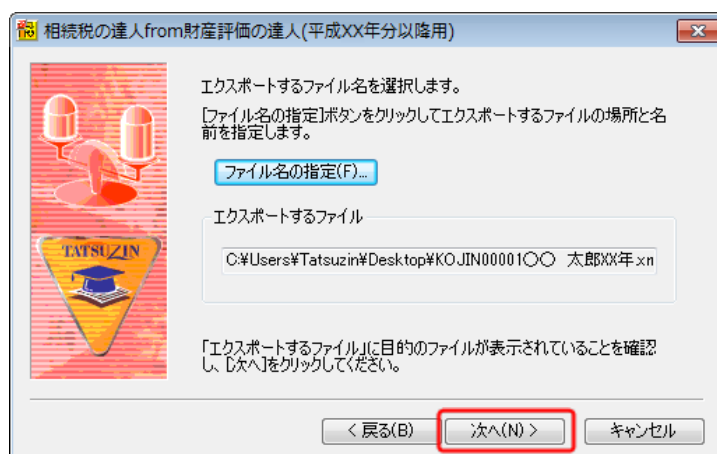
7. [保存する場所]を選択して(①)、[保存]ボタンをクリックします(②)。



ファイル名を指定する画面に戻ります。

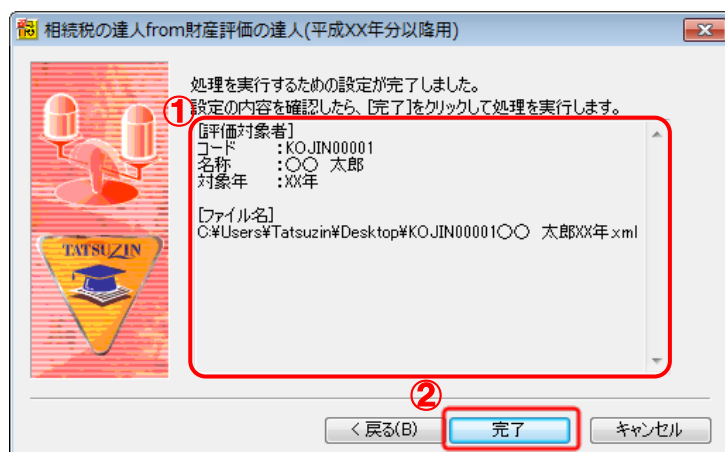
※ [ファイル名] は任意に変更できます。

8. [次へ]ボタンをクリックします。



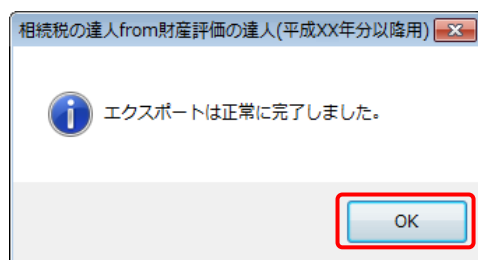
設定内容確認の画面が表示されます。

9. 処理の設定内容を確認し(①)、[完了]ボタンをクリックします(②)。



完了画面が表示されます。

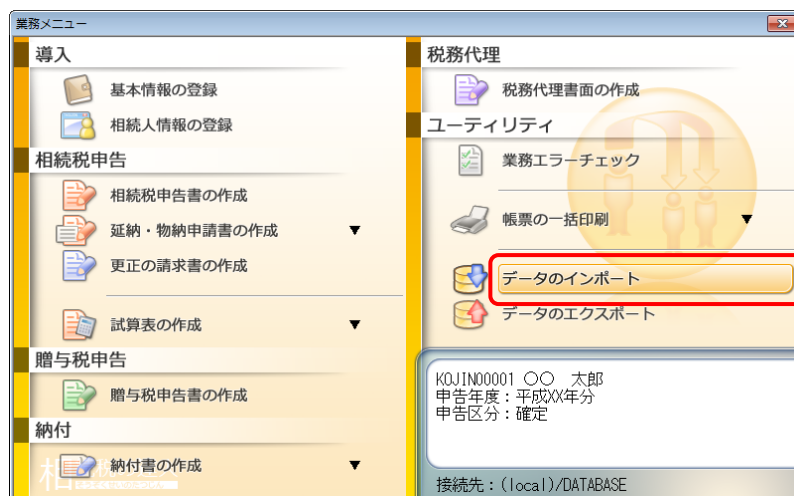
10. [OK]ボタンをクリックします。



手順7で指定した出力先に、中間ファイルが作成されます。

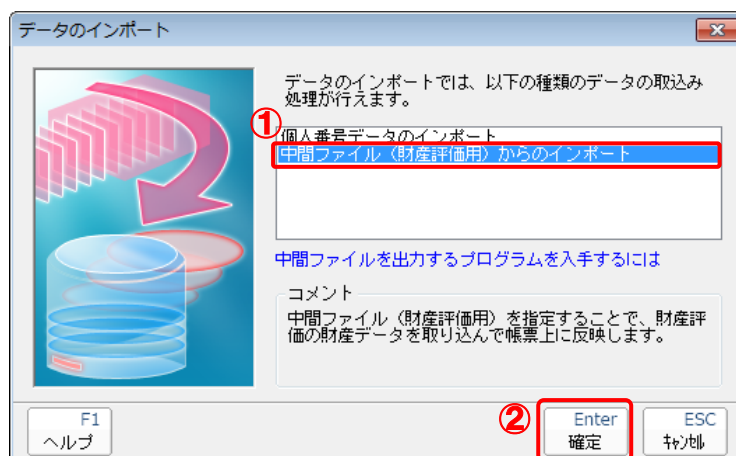
11. 作成された中間ファイルを、USBメモリなどの媒体やネットワークを介して「相続税の達人」がインストールされているコンピュータに移動します。

12. 「相続税の達人」を起動して中間ファイルを取り込む顧問先データを選択し、業務メニュー-[データのインポート]をクリックします。



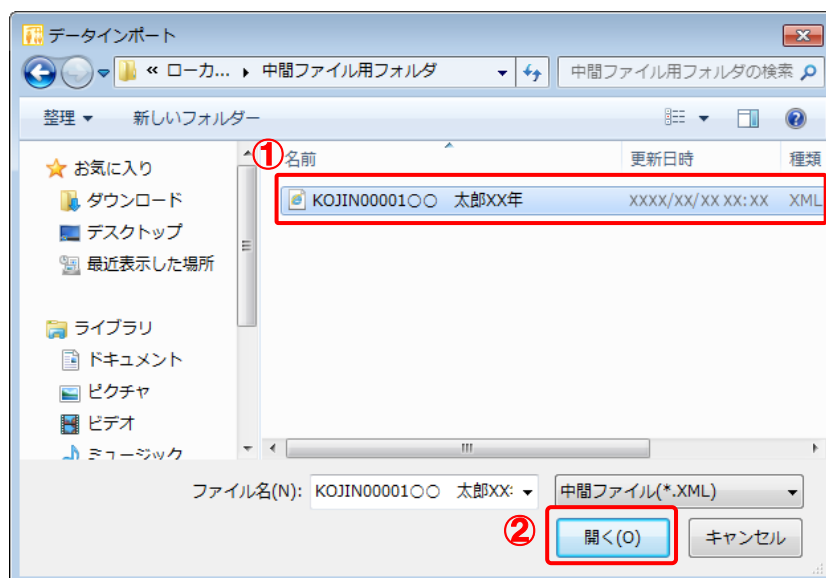
「データのインポート」画面が表示されます。

13. 「中間ファイル(財産評価用)からのインポート」をクリックして選択し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。



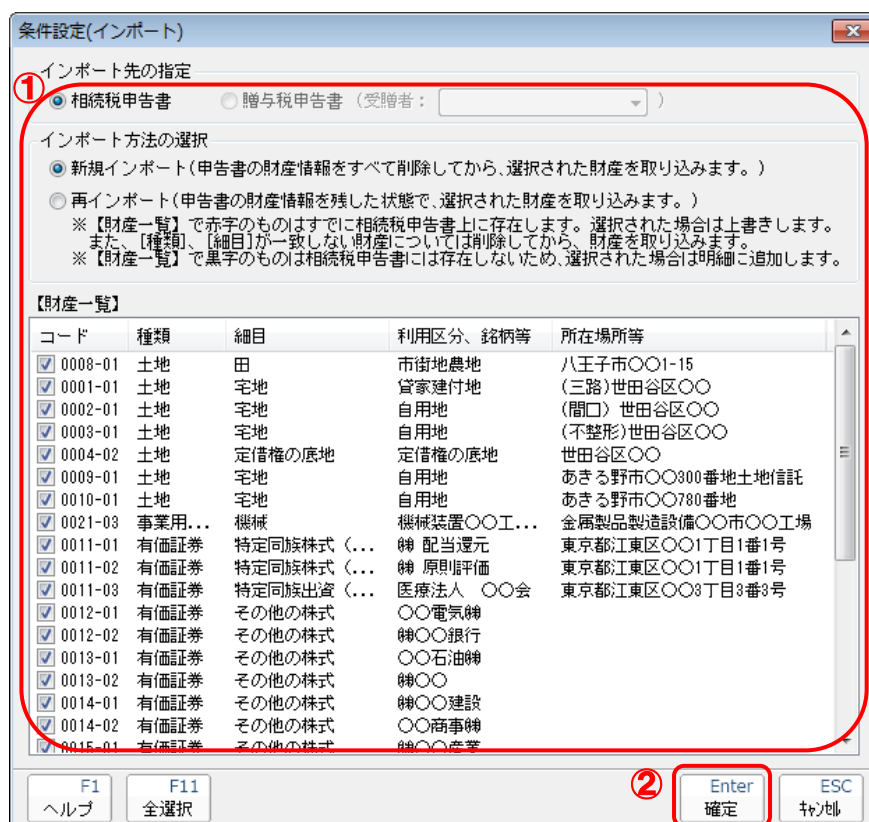
「データインポート」画面が表示されます。

14. 作成した中間ファイルをクリックして選択し(①)、[開く]ボタンをクリックします(②)。



[条件設定 (インポート)] 画面が表示されます。

15. インポートの条件を設定し(①)、[確定]ボタンをクリックします(②)。

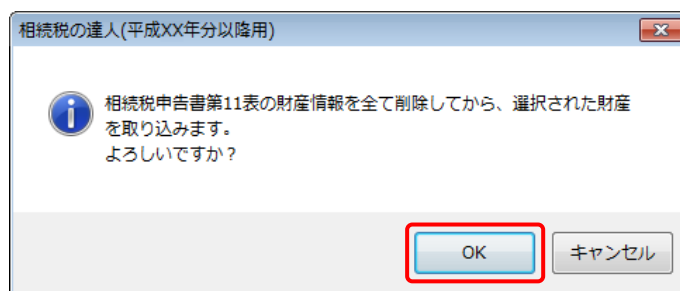


確認画面が表示されます。

※ 連動される内容や注意事項が記載されていますので、画面をよくお読みください。

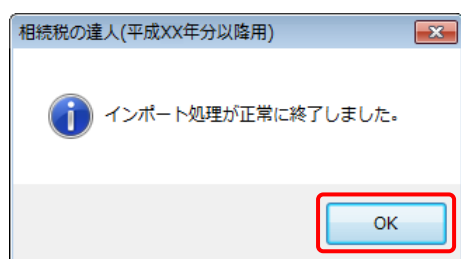
※ 連動を行わない財産がある場合は[コード]のチェックを外します。

16. [OK]ボタンをクリックします。



終了画面が表示されます。

17. [OK]ボタンをクリックします。



[業務メニュー] 画面に戻ります。

以上で、データの取り込みは完了です。

6.連動対象項目

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」では、「財産評価の達人」の財産一覧表よりデータを取り込みます。

「財産評価の達人」から連動するデータ(連動元)

「財産評価の達人」からは業務メニュー「財産一覧表の作成」で作成されるデータが連動されます。

財産コード	種類	細目	利用区分・結核等	所在場所等	数量	単価	固定資産税評価額	倍率	評価額
0001 01	土地	田	市街地農地	八王子市〇〇1-15	500.0000 m ²	104,330.00			52,165,000
0002 01	土地	宅地	邸家建付地	(三路)世田谷区〇〇	640.0000 m ²	275,040.00			150,570,764
0003 01	土地	宅地	自用地	(三路)世田谷区〇〇	700.0000 m ²	190,120.00			133,084,000
0004 01	土地	宅地	自用地	(不整形)世田谷区〇〇	650.0000 m ²	204,620.00			133,130,000
0005 01	土地	定期借地権	定期借地権	新宿区〇〇	200.0000 m ²	200,000.00			8,784,000
0006 01	土地	定期借地の底地	定期借地の底地	世田谷区〇〇	200.0000 m ²	200,000.00			27,659,695
0007 01	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇300番地	1,000.0000 m ²	545,000.00	3,250,000	1.00	1,640,040
0010 01	土地	宅地	自用地	あきる野市〇〇700番地	500.0000 m ²		3,500,000	1.00	3,500,000
計									510,515,360
0021 02	事業用資産	機械	機械装置	全機製造・製造設備					15,293,888
計									15,293,888
0011 01	有価証券	特定同額株式(配当還元)	株 配当還元	東京都江東区〇〇	1,000.0000 株	2,440.00			2,440,000
0011 02	有価証券	特定同額株式(その他)	株 厚利評価	東京都江東区〇〇	70,000.0000 株	6,370.00			446,460,000
0011 03	有価証券	特定同額出資(その他)	証券法人	東京都江東区〇〇	70,000.0000 口	4,240.00			297,680,000
0012 01	有価証券	その他の株式	〇〇電気株		2,000.0000 株	930.00			1,860,000
0012 02	有価証券	その他の株式	株〇〇銀行		5,000.0000 株	1,190.00			5,950,000
0013 01	有価証券	その他の株式	〇〇石油株		8,000.0000 株	955.00			6,840,000
0013 02	有価証券	その他の株式	株〇〇		10,000.0000 株	340.00			3,400,000
0014 01	有価証券	その他の株式	株〇〇建設		120,000.0000 株	290.00			34,800,000
0014 02	有価証券	その他の株式	〇〇商事株		5,000.0000 株	2,300.00			11,500,000

業務メニュー「土地の評価明細書の作成」「有価証券の評価明細書の作成」「その他の評価明細書の作成」の財産は、登録すると「財産一覧表の作成」に集約されます。

「相続税の達人」に連動するデータ(連動先)

「相続税の達人」に連動する帳票は以下のとおりです。次ページ以降の各画面の網掛け部分が連動対象項目です。

相続税申告書

[第11表] — [財産の新規登録/変更] 画面

贈与税申告書

[財産一覧] 画面 — [財産の新規登録/変更] 画面

相続税申告書 [財産の新規登録／変更]画面

財産の新規登録

財産の明細 取得した人

財産コード: [] - []

種類: []

細目: []

(表示用: ☐ 入力 [])

利用区分、銘柄等: [] 参照

所在場所等: [] 履歴

数量: [] 参照

共有持分: [] / []

単価: []

固定資産税評価額: []

倍数: [] × []

価額: ☐ 入力 []

権利割合: []

評価額: ☐ 入力 []

備考: []

(表示位置: [表示しない])

F1 ヘルプ F3 参照 F6 履歴 F12 漢字 Ctrl+Enter 確定 ESC キャンセル

贈与税申告書 [財産の新規登録／変更]画面

財産の新規登録	
種類:	参照
細目:	参照
利用区分・銘柄等:	参照
☐ 国外財産に該当	
所在場所等:	履歴
数量:	参照
単価:	
持分(数量・単価):	
固定資産税評価額:	
倍数:	
持分(評価額・倍数):	
財産の価額:	
取得年月日:	平成 年 月 日
贈与者:	
☐ 住宅取得等資金の非課税の適用	
非課税適用額:	
☐ 過去に贈与者との続柄を明らかにする書類を提出	
提出年: 平成 年	
税務署: 署 	

F1 ヘルプ
F3 参照
F6 履歴
F12 漢字

Ctrl+Enter 確定
ESC キャンセル

7.アンインストール方法

「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」をコンピュータからアンインストールするには、以下の手順で行います。



注意

アンインストール作業中に「ユーザーアカウント制御」画面が表示されることがあります。その場合は「はい」ボタンをクリックして作業を進めてください(必要に応じてパスワードを入力します)。

1. Windowsのスタートメニュー[コントロールパネル]をクリックします。

「コントロールパネル」画面が表示されます。

※ Windows 10 の場合は、Windows のスタートボタンを右クリックし、表示されるメニューから「コントロールパネル」をクリックします。

Windows 8.1 の場合は、「アプリ」画面に表示されている「相続税の達人 from 財産評価の達人(平成 29 年分以降用)」を右クリックし「アンインストール」をクリックし、手順 3 に進みます。

2. 「プログラムのアンインストール」をクリックします。

「プログラムのアンインストールまたは変更」画面が表示されます。

※ 「コントロールパネル」画面をアイコン表示にしている場合は、「プログラムと機能」をクリックします。

3. 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」をクリックして選択し、「アンインストール」をクリックします。

確認画面が表示されます。

4. 「はい」ボタンをクリックします。

アンインストールが開始されます。

5. アンインストールが終了したら、「プログラムのアンインストールまたは変更」画面を終了します。

以上で、「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のアンインストールは完了です。

8.著作権・免責等に関する注意事項

- ・ 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のソフトウェア製品全体の著作権、工業所有権の一切の知的財産権は弊社に帰属するものとします。
- ・ 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」の複製物(バックアップ・コピー)は、不慮の事故に備えて1部のみ作成することができます。
- ・ 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」を使用した結果の損害及び影響について、原因のいかんを問わず、弊社は一切の賠償の責任を負いません。
- ・ 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のプログラム及びドキュメント等の一部または全部をどのような場合でもその形態を問わず無断で解析・改造・配布等を行うことはできません。
- ・ 「相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)」のソフトウェア製品仕様は、事前の通知なしに変更することがあります。

**相続税の達人from財産評価の達人(平成29年分以降用)
運用ガイド**

平成29年9月15日初版
